

淺野屋次郎兵衛儀、上使宿与極候へば、座敷等も様子替り申候哉と御尋之趣、奉承知候。町並の家作よりは間敷も多、玄關等も附、勝手廻も手搦不申様仕置申候。

一、御先代上使御座候節、次郎兵衛祖父御宿仕由に御座候。上使宿と極置候故、町役等差除申候。

一、先年廻國上使甲斐庄喜右衛門殿御通之節、親次郎兵衛時分御宿仕候。

一、其以後廻國上使御通之節、大關勘右衛門殿御宿當次郎兵衛、内藤十承殿は紙屋庄三郎、中根左兵衛殿は金屋九郎兵衛御宿仕候。其時分は庄三郎・九郎兵衛茂町年寄役相勤不申候。

一、右三ヶ所上使宿仕候時分は、座敷廻臺表替并塀之覆等修理被仰付候。其外常に従公儀修覆被仰付儀無御座候。次郎兵衛座敷廻の様子、大概繪圖仕上之申候。次郎兵衛住宅先年類焼以前者、只今之座敷よりは間敷も多有之由に御座候。以上。

八月廿三日

前田兵右衛門
小塚八右衛門

按ずるに、右廻國使甲斐庄喜右衛門金澤到着は寛文七年也。又大關勘右衛門等金澤到着は天和元年六月也。扱網紀卿より上使宿の事穿鑿し給ふものは、實永六年五月家宣公將軍宣下ありて、翌七年五月回國使來着に付ての事なるべし。されば右町奉行の言上書は、寛永六年八月の書付共なる事知られけり。實永以後の回國使宿も多く勤めたりといへり。

○金屋彦四郎邸跡

彦四郎家は、舊藩國初以來金澤家柄の舊家の一人にて、祖先以來當國の土人なり。利長卿の時より、獵船役并町役免許せられ、最初は下堤町に居住し、蠟燭座を勤め、後袋町へ轉地すと云ふ。明治廢藩の後、家を賣却して退去せり。

○金屋彦四郎傳

其の祖富樫介の一族額丹後の末孫なり。故に額氏を稱すといへり。初代彦四郎は、利家卿入國の初より諸事被命、利長卿も御懇にて、被召仕女新太夫をば賜はり妻とす。故に新太夫聲彦四郎と呼び給へり。慶長九年獵船十艘浦々諸役、および町並の諸役免許の判書を給ふ處、寛永の大火に

焼失す。其の文寫。

獵船十艘分國之内浦々諸役、付町並之諸役、末代令免許者也。

慶長九年何月

利 長判

新太夫むこ 彦四郎

獵船十艘分國之内浦々諸役、付町並之諸役、末代免之者也。

慶長十二年何月

利 光判

新太夫むこ 彦四郎

獵船十艘分國之内浦々諸役、付町並之諸役、永代令免除訖。慶長年中利長卿判形一通、右兩ヶ之先判就燒失、重而遣之者也。

慶安五九月三日

犬 千代

犬千代就在江戸一判如此。

利 常判

銀座彦四郎獵船十艘分國之内浦々并町並兩様之諸役、任先判之旨、永代令免除者也。

享保九年八月朔日

印

金屋彦四郎

右之者先祖、瑞龍院様御代、獵船役并町役御免之御判物初而頂戴仕、微妙院様御代繼目之御判物頂戴仕候處、寛永十三年火事に御判物共燒失仕。松雲院様御代、從微妙院様御判物之儀御尋に而、燒失仕候段申上候處、慶安五年九月御判物御改、重而頂戴仕、今以所持仕候に付寫上之申候。右之外代々右跡之御判物等頂戴仕罷在候町人無御座候。尤先祖より由緒有之町人、御先代御判物或は御書頂戴仕罷在候者御座候得共、其時々其人に爲限御書等に御座候付、此度書出不申候。以上。

八月十六日

伊藤彦兵衛
宮崎長太夫

津田帶刀様

中村典膳様

戸田靱負様

中川久左衛門様

右は享保十二年にて、舊藩六世參議吉徳公繼嗣に付き、金澤町奉行よりの上申書なり。さて銀座舊記に云ふ。淺野屋